

# 公益財団法人高松市国際交流協会 国際交流支援事業要綱

## (趣旨)

第1条 公益財団法人高松市国際交流協会は(以下「協会」という)は、高松市内に活動基盤を置く、国際交流団体、市民主体の国際交流を促進することを目的としてその活動場所を提供するものとする。

## (支援対象団体)

第2条 協会が支援する団体は、高松市の国際交流の推進に寄与すると認められるものでなければならない

2 協会が支援する事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない

- (1) 高松市内に活動基盤を有していること
- (2) 国際交流を行うことを目的とする団体
- (3) 国または地方公共団体から定期的に助成を受けていないこと
- (4) 非営利団体であること
- (5) 政治活動や宗教活動に関していないこと
- (6) 暴力団員でないこと、または暴力団員と密接に関係しないものであること

## (支援対象事業)

第3条 協会が支援する事業は協会が提示した場所(アイパル香川)において申請団体が直接実施するもので次の各号のいずれかに該当するものとする

- (1) 在住外国人(留学生も含む)との交流事業・生活相談等支援事業
  - (2) 青少年の国際理解を目的とした活動
  - (3) 地域住民の多文化共生を目的とした国際理解・交流事業
  - (4) その他、地域の国際化推進に寄与する活動
  - (5) 在住外国人(留学生を含む)への文化活動の周知、促進事業
- 2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに核当する活動は支援の対象としない
- (1) 営利を目的とするもの(チャリティーにより収益を得て、寄付金を確保することを目的とするものを含む)
  - (2) 参加者が特定または限定されるもの
  - (3) 国や地方公共団体及びほかの協会等から助成を受ける予定があるもの
  - (4) その他、政治性をもった活動や、宗教活動、特定の主義主張の浸透を図るおそれのあるもの
  - (5) 公序良俗に反するもの
  - (6) 公共性に乏しいもの
  - (7) その他協会が支援することが不適当と認めるもの

## (支援の申請)

第4条 支援を受けようとする者は、支援申請書を提出しなければならない

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない

- (1) 支援計画書
- (2) その他参考資料(チラシ等)

3 申請書・計画書は前期(4月～8月)、後期(9月～2月)の各締切日までに提出すること

## (決定及び通知)

第5条 協会は申請があった場合は、その内容を審査し、支援の適否を決定するものとする

2 支援が決定したときは、支援承認書により申請者に通知するものとする

## (実績報告)

第6条 被支援団体は、事業を完了した日から1ヶ月以内に報告書を協会へ提出しなければならない

## (被支援者団体の義務)

**第7条 被支援者団体は以下の各項の義務を行う**

- (1) 事業に関わる全ての経費は被支援者団体の負担とする
- (2) 事業に関わる全ての問合せ先は被支援者団体であること
- (3) 事業を実施する際には、協会から支援を受けている旨をチラシ等の印刷物に明示すること
- (4) 支援決定時や事業終了時において、協会のホームページや出版物等で事業紹介する事を了解すること
- (5) 行事開催については、事故防止、環境保全対策に十分な措置を取ること
- (6) 香川県国際交流会館(アイパル香川)を使用する際にはその規定に必ず従うこと

**附則**

(施行期日)

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する

(経過措置)

この要綱の施行日前に、初年度の募集についてこの規定により行った手続きその他の行為は、この要綱中の相当する規定により行ったものとみなす